

26産労観企第966号「東京都観光ボランティアのユニフォーム等デザイン審査会」審査委員の決定について	東京都観光ボランティアのユニフォーム等デザイン審査会 審査委員名簿	外部審査委員の氏名 (ファンシヨンディレクター、観光ボランティア代表(男性)及び観光ボランティア代表(女性))	条例第7条第2号	個人に関する情報であり、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。
			条例第7条第6号	審査結果について外部から意見がなされる等により、今後、同種の事業を行う際に、協力を得られなくなるなど事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため。
	「承諾書」兼「誓約書」1枚目、3枚目及び4枚目	住所及び氏名	条例第7条第2号	個人に関する情報であり、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。
			条例第7条第6号	審査結果について外部から意見がなされる等により、今後、同種の事業を行う際に、協力を得られなくなるなど事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため。
	「承諾書」兼「誓約書」2枚目	印影	条例第7条第2号	個人に関する情報であり、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。
			条例第7条第4号	偽造等、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため。
	住所	条例第7条第2号		個人に関する情報であり、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。